ハ　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ　第八章の三に定めるところにより算出した第四十二条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

二　国際統一基準金庫である内部格付手法採用金庫　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十五条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の四の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用金庫が標準的手法を適用する部分につき、第四十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

ハ　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ　第八章の三に定めるところにより算出した第四十二条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第百五十一条第二項中「前項第三号」を「前項の規定にかかわらず、同項第三号」に改め、同条第七項中「この場合において、」の下に「同条中」を加え、「第百五十一条第六項により読み替え後の第百三十四条」を「第百五十一条第七項において読み替えて準用する第百三十四条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この場合において」の下に「、同条中」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用金庫においては、二千五百パーセントとする。）」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項中「EAD」に「EADをいう。）に当該」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内部格付手法採用金庫は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

第百五十二条第一項中「（基礎的内部格付手法採用金庫の場合は、第百二十条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）」を削る。

第百五十三条第二項第三号中「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第六項」を「保険業法第二条第六項」に、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削り、同条第三項第四号中「第百五十一条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定する」を「第百五十一条に定める」に改める。

第百五十六条に次の一項を加える。

6　内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第七十六条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百五十七条に次の一項を加える。

8　前各項の規定にかかわらず、第八章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合において、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

第百六十四条に次の一項を加える。

6　第百五十六条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第百六十五条第九項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第十二項ただし書を削る。

第百七十二条第一項中「（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、第百二十条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百七十七条第二項中「当該取引の相手方」を「当該非同時決済取引の相手方」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引の約定額を」を「当該非同時決済取引の約定額を」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百七十七条第三項第一号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百七十八条第二項中「第百五十一条、第百五十八条から第百六十条まで、第百六十五条、第百六十六条」を「第百五十一条から前条まで」に、「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百七十八条の二　内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。